

北農定第68号
令和6年4月吉日

各事業所属長 殿

県立北部農林高等学校
校長 山城 聰
(公印省略)

実務代替実施協力のお願い

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素は本校教育にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、学習指導要録第1章総則5款の4に「定時制課程において、生徒が職業に従事している場合で、その職業における実務等が、各教科・科目の一部を履修した場合と同等の成果があると認められるときは、その実務等をもってその教科・科目の履修の一部に替えることができる」とされていることから、本校は働きながら学ぶ生徒に農業科目の一部として単位認定を行っております。

認可条件としては定職・パート・アルバイト等で、半年間に90日以上、1日4時間以上の就労条件があり、事業所の勤務状況報告書、および申請書を提出した者とされております。

つきましては、貴事業所に勤めております本校生徒について、申し出があった際には必要書類にご記入いただければ幸甚に存じます。業務ご多忙の中、書類記入等でお手数おかけいたしますが、趣旨をご理解いただきご高配の程よろしくお願い申しあげます。また、始業時刻が16:50になっておりますので生徒が授業に出席できますよう、ご理解とご協力をお願いします。

今後とも本校教育に変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、貴事業所のますますのご発展を祈念いたします。

敬具